

役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 本規程は、定款第28条第3項の規定により、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費(宿泊費含む)等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 本会は、常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員の報酬は月額とする。

(報酬の額の決定)

第4条 本会の常勤役員の報酬総額は別表第1「年間総報酬額」に定める金額の範囲内とし、各々の常勤役員の報酬月額は年間報酬額の範囲内から、会長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

- 2 前項で規定する各々の常勤役員の年間報酬額は、別表第1「年間総報酬額」の3分の1を超えてはならない。
- 3 常勤役員に対する役員賞与の総額は、同条第1項の年間報酬額に含まれ、その金額の算出については、長野県職員の実状に応じて、理事会において決定する。
- 4 常勤役員に対する退職手当は、別表第2「常勤役員退職手当の算出要領」に定める算式により算出される額とする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

2 第4条第3項に定める役員賞与は、6月、12月の一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出があった立て替え金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 本会は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(附則)

この規程は、公益社団法人信濃教育会の登記の日から施行する。

別 表

第1 常勤役員の年間総報酬額

・理事(3名以内) 1,800万円までの範囲内

第2 常勤役員退職手当の算出要領

次の算式で算出する。

(算出数式) 報酬月額 × 1.25 × 在職年数